

第44回 全国豊かな海づくり大会

三重県実行委員会

《設立総会》

— 資 料 —



大会公式シンボルマーク
(豊かな海づくり大会推進員会)

令和5年10月12日(木)
プラザ洞津 2階 飛翔の間

- 目次 -

設立総会

<報告事項>

【資料1】全国豊かな海づくり大会の概要及びこれまでの経過について・・・・・・3

<議題>

第1号議案

【資料2】 第44回全国豊かな海づくり大会 三重県実行委員会の設立について・7

全国豊かな海づくり大会の開催について

【大会の概要】

「全国豊かな海づくり大会」は、「水産資源の保護・管理と海や河川・湖沼の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、水産業の振興と発展を図る」ことを目的に、昭和56年の第1回大会開催以来、継続して毎年各地で開催されている国民的（四大行幸啓）行事

主 催: 豊かな海づくり大会推進委員会と三重県の共催

後 援: 農林水産省、環境省

大会会長: 衆議院議長



I. これまでの大会の経過

回	年	開催地
1	1981年(昭和56年)	大分県南海部郡鶴見町
2	1982年(昭和57年)	兵庫県城崎郡香住町
3	1983年(昭和58年)	和歌山県西牟婁郡串本町
4	1984年(昭和59年)	三重県志摩郡浜島町
5	1985年(昭和60年)	北海道紋別郡湧別町
	↓	
39	2019年(令和元年)	秋田県秋田市
40	2021年(令和3年)	宮城県石巻市(令和2年開催を延期)
41	2022年(令和4年)	兵庫県明石市(2巡目)
42	2023年(令和5年)	北海道厚岸郡厚岸町(2巡目)
43	2024年(令和6年)	大分県大分市・別府市(2巡目)
44	2025年(令和7年)	三重県(2巡目)
45	2026年(令和8年)	大阪府が開催をめざしている



1984年(昭和59年)第4回三重県大会



三重県大会(水産技術センターご視察)

未開催の都府県は、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、大阪府、長野県、岡山県

2. 大会行事(行幸啓)の概要(令和5年:北海道大会)

【大会前日】

名称(参加人数)	時間	内容
優秀作品の御覧(約10人)	夕方 20分程度	両陛下に記念作品(絵画・習字)の優秀作品を御覧いただく
御懇談	夕方 20分程度	両陛下御臨席のもと、漁業後継者、稚魚等お受取者、功労団体表彰受賞者との御歓談いただく(※)

【大会当日】

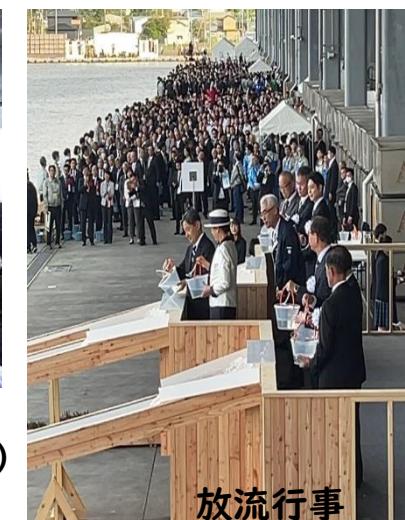
※令和2年度までは、漁業関係者との歓迎レセプション(200名程度)を実施

名称(参加人数)	時間	内容
式典行事 (約600人)	午後 2時間程度	両陛下御臨席のもと、功績団体・記念作品の表彰、放流稚魚の御手渡し、大会決議、大会旗引継などを実施
海上歓迎・放流行事 (約600人)	午後 1時間程度	両陛下御臨席のもと、漁船等による海上パレード(漁法紹介)や稚魚の御放流を実施

- このほか、近隣会場(厚岸会場・釧路会場)で豊かな海の啓発や大会の映像中継などを実施。
- また、行幸啓として、近隣施設(釧路湿原野生生物保護センター、カキ種苗センター等)を御視察



5 令和5年 北海道大会
式典会場(北海道庁HPより)



放流行事

3.これまでの選定の経過

【開催決定の経緯】

令和4年4月に国から県に対し、令和7年大会の開催について打診があり、7月に豊かな海づくり大会推進委員会に対し開催の申し出を行い、9月に本県での開催が決定



第1回準備委員会

【今年度の経過】

開催日	内容	主体
令和5年 4月 1日	水産資源管理課内に大会推進班を設置	県
5月25日	第1回準備委員会を開催	県、市町、関係機関
7月25日	第2回準備委員会を開催	県、市町、関係機関
8月29日	関係省庁との協議	県
10月12日	大会実行委員会設立（案） 設立総会承認後、第1回総会を開催	県、市町、関係機関

設立趣旨(案)

「全国豊かな海づくり大会」は、「水産資源の保護・管理と海や河川・湖沼の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、水産業の振興と発展を図る」ことを目的に、昭和56年の第1回大会開催以来、継続して毎年各地で開催されている国民的行事です。

令和7年度に本県において、「全国豊かな海づくり大会」を開催することは、豊かな海の再生に取り組む本県の姿を全国に発信するとともに、水産資源を守り育てる取組をさらに推進する絶好の機会となります。

また、大会や関連イベントを通じて、三重県の豊かな海や河川といった自然環境の保全に対する県民の意識向上を図ることができます。

さらに、多彩な県産農林水産物の魅力や歴史・文化を全国に発信することで、県内外からの観光客誘致を促進できます。

昭和59年の第4回大会以来41年ぶりとなる本県での開催を成功に導くため、その準備に万全を期するとともに、円滑な大会運営を行うため、県内の幅広い関係機関、関係団体の参画を得て、ここに「第44回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会」を設立します。

実行委員会会則(案) 抜粋

第2章 組織

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、代表監事、監事、顧問及び参与（以下「委員等」という。）で構成する。

- 2 会長は、三重県知事を充てる。
- 3 副会長は、副知事及び三重県漁業協同組合連合会代表理事、開催地市町長を充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者を充てる。
- 5 代表監事は、東日本信用漁業協同組合連合会三重支店常務理事を充て、監事は三重県会計管理者兼出納局長を充てる。
- 6 顧問は、三重県議会議長、三重県議会環境生活農林水産常任委員会委員長及び開催地市町議会の議長を充てる。
- 7 参与は、報道機関とし、別表に掲げる職にある者を充てる。

(委員等の職務)

第5条 会長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
- 4 代表監事及び監事は、実行委員会の財務を監査する。
- 5 顧問は、大会の運営方針に関し助言する。
- 6 参与は、大会の情報発信等に関し助言する。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は実行委員会設立の日から第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時ににおけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、特別の事由があるときは、委員等を解任することができる。

第3章 会議

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の会議(以下「総会」という。)は、会長、副会長及び委員(以下「実行委員」という。)並びに、代表監事、監事、顧問及び参与をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、その議長は会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 大会の企画及び運営に関する基本事項に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 幹事会に委任する事項に関すること。
- (6) その他大会の開催に関する重要な事項に関すること。

4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 実行委員は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、代理人又は書面をもって議決権を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席した実行委員(代理人及び書面を含む。)の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、事前に送付した議案に対し書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求めることができる。

第1章 総則

第1条 (名称)、第2条 (目的)、第3条 (事業)

第2章 組織

第4条 (構成)、第5条 (委員等の職務)、第6条 (委員等の任期)、第7条 (委員等の報酬及び旅費)

第3章 会議

第8条 (総会)、第9条 (会長の専決処分)

第4章 幹事会

第10条 (幹事会)、第11条 (幹事長及び副幹事長の職務)、第12条 (専門部会) 第13条 (部会長の職務)

第5章 事務局

第14条 (事務局)、

第6章 経費及び会計

第15条 (経費)、第16条 (事業計画、予算及び決算)、第17条 (会計)

第7章 解散

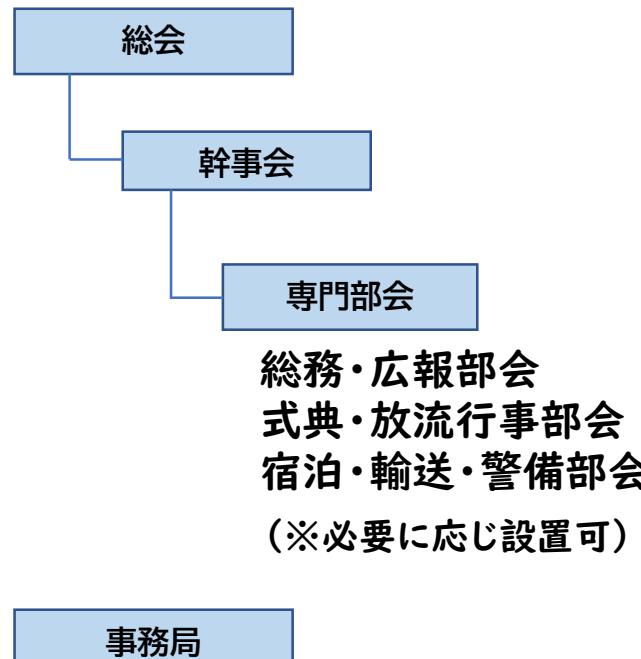
第18条 (解散)

第8章 補則

第19条 (事故の処理)、第20条 (委任)

大会の推進体制

三重県実行委員会 (県組織)



豊かな海づくり大会推進委員会 (中央組織)

【体制】
会長：全漁連会長
委員等：全漁連、大日本水産会、日本放送協会、日本水産資源保護協会、漁業情報サービスセンター、中央漁業操業安全協会、東京水産振興会、マリノフォーラム21、全国漁港漁場協会、全国内水面漁業協同組合連合会、海と諸環境美化・油濁対策機構、全国豊かな海づくり大会推進協会

【審議事項】
開催県・開催日の決定、行事内容の承認、功績団体表彰、作文コンクールの実施など



実行委員会の組織体制

三重県実行委員会（総勢90名）

【体制】

会長 知事
 副会長 副知事、県漁業協同組合連合会代表理事長、開催地市町長
 委員 水産・農林・経済・観光等関係団体長、県関係機関（部長・局長・理事）
 沿海市町長、県市長会長、県町村会長、県警本部長、開催地海上保安部長
 代表監事 東日本信用漁業協同組合連合会三重支店常務理事
 監事 県会計管理者兼出納局長
 顧問 県議会議長、県議会環境生活農林水産常任委員長、開催地市町議会議長
 参与 報道機関

【審議事項】

- 会則の制定及び改廃
- 企画及び運営に関する基本的事項
 - ・基本構想（令和5年度）
 - ・基本計画（令和6年度）
 - ・実施計画（令和7年度）
- 事業計画及び事業報告
- 実行委員会の予算及び決算
- その他大会の開催に重要な事項

調査・審議付託



総会に付議すべき事項の提出
 調査・審議結果報告

幹事会（総勢47名）

【体制】

幹事長：県農林水産部長
 副幹事長：県漁業協同組合連合会常務理事、開催地市町水産関係部長
 幹事：水産・経済・観光・輸送等関係団体理事、県関係機関、
 第四管区海上保安本部・開催地海上保安部・県警本部所管部課など

【審議事項】

- 総会に付議すべき事項
- その他大会の開催に必要な事項

専門部会（①総務・広報部会、②式典・放流行事部会、③宿泊・輸送・警備部会）

※必要に応じて設置

第44回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会 会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第44回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第44回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）を開催するため、必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 大会の開催に必要な企画及び運営に関する事業。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関する事業。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関する事業。

第2章 組織

（構成）

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、代表監事、監事、顧問及び参与（以下「委員等」という。）で構成する。

- 2 会長は、三重県知事を充てる。
- 3 副会長は、副知事及び三重県漁業協同組合連合会代表理事長、開催地市町長を充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者を充てる。
- 5 代表監事は、東日本信用漁業協同組合連合会三重支店常務理事を充て、監事は、三重県会計管理者兼出納局長を充てる。
- 6 顧問は、三重県議会議長、三重県議会環境生活農林水産常任委員会委員長及び開催地市町議会の議長を充てる。
- 7 参与は、報道機関とし、別表に掲げる職にある者を充てる。

（委員等の職務）

第5条 会長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
- 4 代表監事及び監事は、実行委員会の財務を監査する。
- 5 顧問は、大会の運営方針に関し助言する。
- 6 参与は、大会の情報発信等に関し助言する。

（委員等の任期）

第6条 委員等の任期は実行委員会設立の日から第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、特別の事由があるときは、委員等を解任することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支

給することができる。

2 委員等へ支給する旅費は、三重県職員の例に準じて支給する。

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の会議（以下「総会」という。）は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに、代表監事、監事、顧問及び参与をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、その議長は会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 大会の企画及び運営に関する基本事項に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 幹事会に委任する事項に関すること。
- (6) その他大会の開催に関する重要な事項に関すること。

4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 実行委員は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、代理人又は書面をもって議決権を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席した実行委員（代理人及び書面を含む。）の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、事前に送付した議案に対し書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求めることがある。

(会長の専決処分)

第9条 会長は緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、前条第3項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第4章 幹事会

(幹事会)

第10条 実行委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成する。

3 幹事長は、三重県農林水産部長を充てる。

4 副幹事長は、三重県漁業協同組合連合会常務理事及び開催地市町の水産関係部長をもつて充てる。

- 5 幹事は、会長が別に指名する者をもって充てる。
- 6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 幹事会の会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 実行委員会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) その他大会の開催に関し、会長が必要と認める事項に関すること。
- 8 第6条及び第7条の規定は、幹事等について、第8条第4項から第7項までの規定は、幹事会について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第1項、第7条第1項から第2項までに規定中の「委員等」及び第8条第4項から第7項までに規定中の「実行委員」とあるものは「幹事等」と第8条第3項から第6項までの規定中の「総会」とあるものは「幹事会」と読み替えるものとする。
- 9 前3項に定めるもののほか、幹事会の会議の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第11条 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事会を代表する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第12条 幹事会には、専門的な観点から審議を行うため、次に掲げる専門部会を置くことができる。

- (1) 総務・広報部会
- (2) 式典・放流行事部会
- (3) 宿泊・輸送・警備部会
- (4) 前3号に掲げるもののほか、幹事長が必要と認めて設置する専門部会
- 2 専門部会は、幹事長が指名する部会員（以下、「部会員」という。）をもって構成し、幹事長が必要に応じて招集する。
- 3 専門部会の部会長は、前項の規定により指名された者において互選する。
- 4 専門部会の部会長は、専門部会で決議した事項を幹事会に報告する。
- 5 第6条及び第7条の規定は、部会員について、第8条第4項から第7項までの規定は、専門部会について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第1項、第7条第1項から第2項までに規定中の「委員等」及び第8条第4項から第7項までに規定中の「実行委員」とあるものは「部会員」と第8条第3項から第6項までの規定中の「総会」とあるものは「専門部会」と読み替えるものとする。
- 6 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(部会長の職務)

第13条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員の互選によって部会長代理を決定する。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を三重県農林水産部内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 経費及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第16条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は代表監事及び監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(会計)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（初年度にあっては、実行委員会の設立の日）に始まり翌年3月31日に終了する。ただし、次条第1項の規定により解散したときは、この限りではない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、三重県の財務に関する諸規定に準ずるものとするほか、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成され事業報告及び決算について議決を受けた後に解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、三重県に帰属するものとする。

第8章 補則

(事故の処理)

第19条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得て、これを処理しなければならない。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和5年10月 日から施行する。

No.	区分	組織名	職	備考
1	顧問	三重県議会	議長	
2		三重県議会環境生活農林水産常任委員会	委員長	
3		開催地市町議会	議長	※未確定
4	会長	三重県	知事	
5		三重県	副知事	
6		三重県漁業協同組合連合会	代表理事長	
7		開催地市町	市町長	※未確定
8	委員 (沿海市町 、市町代表)	木曽岬町	町長	
9		桑名市	市長	
10		川越町	町長	
11		四日市市	市長	
12		鈴鹿市	市長	
13		津市	市長	
14		松阪市	市長	
15		明和町	町長	
16		伊勢市	市長	
17		鳥羽市	市長	
18		志摩市	市長	
19		南伊勢町	町長	
20		大紀町	町長	
21		紀北町	町長	
22		尾鷲市	市長	
23		熊野市	市長	
24		御浜町	町長	
25		紀宝町	町長	
26		三重県市長会	会長	
27		三重県町村会	会長	
28	委員 (国、団体等)	開催地所管海上保安部	部長	※未確定
29		公益財団法人三重県水産振興事業団	理事長	
30		三重県内水面漁業協同組合連合会	代表理事長	
31		三重県真珠養殖連絡協議会	会長	
32		三重県漁業共済組合	組合長理事	
33		三重県JF共済推進本部(共水連三重県事務所)	推進本部本部会長	
34		全国漁業信用基金協会三重支所	運営委員長・執行役員	
35		日本漁船保険組合三重県支所	運営委員長	
36		三重県漁港漁場協会	会長	
37		三重県漁業士会	会長	
38		三重県漁協青壯年部連絡協議会	会長	
39		三重県漁協女性部連合会	会長	
40		公益社団法人三重県観光連盟	代表理事(会長)	
41		協同組合三重県物産振興会	専務理事	
42		三重県農業協同組合中央会	代表理事長	
43		三重県森林組合連合会	代表理事長	
44		三重県商工会議所連合会	会長	
45		三重県商工会連合会	会長	
46		公益社団法人三重県バス協会	会長理事	
47		一般社団法人三重県タクシー協会	会長	
48		東海旅客鉄道株式会社(JR東海)	管理部企画課長	
49		近畿日本鉄道株式会社	名古屋統括部長	
50		一般社団法人 日本旅行業協会中部支部 三重地区委員会	委員長	
51		一般社団法人 三重県旅行業協会(全国旅行業協会 三重県支部)	会長	
52	委員 (県関係)	三重県総務部	部長	
53		三重県政策企画部	部長	
54		三重県地域連携・交通部	部長	
55		三重県地域連携・交通部南部地域振興局	局長	
56		三重県防災対策部	部長	
57		三重県医療保健部	部長	
58		三重県子ども・福祉部	部長	
59		三重県環境生活部	部長	
60		三重県環境生活部環境共生局	局長	
61		三重県農林水産部	部長	
62		三重県雇用経済部	部長	
63		三重県観光部	部長	
64		三重県県土整備部	部長	
65		三重県県土整備部	理事	

66	三重県教育委員会	教育長	
67	三重県警察本部	本部長	
68	東日本信用漁業協同組合連合会三重支店	常務理事	
69	三重県出納局	会計管理者兼出納局長	
70	伊勢新聞社	取締役編集局長	県政記者クラブ
71	(報道関係) 朝日新聞社 津総局	総局長	県政記者クラブ
72	毎日新聞社 津支局	支局長	県政記者クラブ
73	中日新聞社 三重総局	総局長	県政記者クラブ
74	読売新聞社 津支局	支局長	県政記者クラブ
75	中部経済新聞社 三重支社	支社長	県政記者クラブ
76	共同通信社 津支局	支局長	県政記者クラブ
77	時事通信社 津支局	支局長	県政記者クラブ
78	日本経済新聞社 津支局	支局長	県政記者クラブ
79	日本放送協会 津放送局	局長	県政記者クラブ
80	CBCテレビ三重支社	支社長	県政記者クラブ
81	東海テレビ放送 三重支社	支社長	県政記者クラブ
82	名古屋テレビ放送 三重支社	支社長	県政記者クラブ
83	中京テレビ放送 三重支局	支局長	県政記者クラブ
84	三重テレビ放送	代表取締役社長	県政記者クラブ
85	三重エフエム放送株式会社	代表取締役社長	県政記者クラブ
86	夕刊三重新聞社	代表取締役社長	県政記者クラブ
87	三重新報社	代表	第2県政記者クラブ
88	吉野熊野新聞社	代表取締役	第2県政記者クラブ
89	特定非営利法人いなべエフエム	理事長	第2県政記者クラブ
90	株式会社シー・ティー・ワイ	代表取締役社長	第2県政記者クラブ